

官報

号外 昭和四十一年三月三日

第五十一回 衆議院會議録 第二十一号

昭和四十一年三月三日(木曜日)

午後二時 本会議

午後二時 本会議

○今日の会議に付した案件

裁判官訴追委員の選挙

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。

裁判官訴追委員河野密君から、訴追委員を辞職いたしたいとの申し出があります。右申し出を許可するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

裁判官訴追委員の選挙

○議長(山口喜久一郎君) つきましては、この際、裁判官訴追委員の選挙を行ないます。

○海部俊樹君 裁判官訴追委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。

裁判官訴追委員の選挙

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。

裁判官訴追委員河野密君から、訴追委員を辞職いたしたいとの申し出があります。右申し出を許可するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。

裁判官訴追委員の選挙

○議長(山口喜久一郎君) つきましては、この際、裁判官訴追委員の選挙を行ないます。

○海部俊樹君 裁判官訴追委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

議長は、裁判官訴追委員に坂本泰良君を指名いたします。

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(山口喜久一郎君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、物品税法の一部を改正する法律案、及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。大蔵大臣福田起夫君。

〔国務大臣福田起夫君登壇〕

○国務大臣(福田起夫君) 物品税法の一部を改正する法律案、及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

私は、さきに所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、及び相続税法の一部を改正する法律案について趣旨を御説明いたしました際、昭和四十一年度の税制改正の基本的な考え方を申し述べたのであります。今回ここに提出いたします物品税法の一部を改正する法律案、及び租税特別措置法の一部を改正する法律案は、昭和四十一年度税制改正の一環として健全な消費需要を喚起する等の観点から、物品税負担の軽減合理化をはかるとともに、企業の体質の改善強化、輸出の振興、農業構造の改善の促進等に資するため、特別の措置を講じようとするものであります。

まず、物品税法の一部を改正する法律案について、その大要を御説明申し上げます。

第一は、課税の廃止についてであります。すなわち、現行課税物品のうちには、最近における消費物品税法の一部を改正する法律案外一案についての福田大蔵大臣の

費態様や企業規模の零細性等から見まして、課税することが適当でないと思われに至つたものがあるものであります。煙火、ネオン管等につきまして課税を廃止することとしたしております。

第二は、税率の引き下げであります。耐久消費財等の課税物品のうち、その普及が国民の生活水準の向上と密接な関連を有するもので、かつ、その消費拡大が輸出振興に寄与すると考えられるもの等については、税負担の軽減を行なうこととし、写真機、テレビ受像機、小型乗用自動車等について税率を引き下げることとしたしております。

第三は、特別措置の期限の延長であります。ステレオ装置等の本年中にその期限の到来する物品につきましては、現下の経済情勢等に顧み、二年間その措置を延長することとしたしております。

第四は、課税の合理化であります。以上の軽減措置にあわせ、税負担の均衡をはかる見地から、清涼飲料の課税方式を改める等、課税の合理化をはかることとしたのであります。

なお、以上のほか、政令におきまして、課税最低限の制度等を設けておりますが、これにつきましても、法律における減免とバランスをとりつつ、課税品目の整理及び課税最低限の新設ないしは引き上げを行なうことを予定しております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について、その大要を御説明申し上げます。

まず第一は、中小企業の体質の強化に資するための措置であります。今回の税制改正では、中小企業に対する減税を特に重視しておりますのであります。租税特別措置法においても、中小企業の体質強化のために、適切な特別措置を思い切つて講ずることとしておるのであります。すなわち、中

物品税法の一部を改正する法律案外一案についての福田大蔵大臣の

費態様や企業規模の零細性等から見まして、課税することが適当でないと思われに至つたものがあるものであります。煙火、ネオン管等につきまして課税を廃止することとしたしております。

第二は、税率の引き下げであります。耐久消費財等の課税物品のうち、その普及が国民の生活水準の向上と密接な関連を有するもので、かつ、その消費拡大が輸出振興に寄与すると考えられるもの等については、税負担の軽減を行なうこととし、写真機、テレビ受像機、小型乗用自動車等について税率を引き下げることとしたしております。

第三は、特別措置の期限の延長であります。ステレオ装置等の本年中にその期限の到来する物品につきましては、現下の経済情勢等に顧み、二年間その措置を延長することとしたしております。

第四は、課税の合理化であります。以上の軽減措置にあわせ、税負担の均衡をはかる見地から、清涼飲料の課税方式を改める等、課税の合理化をはかることとしたのであります。

なお、以上のほか、政令におきまして、課税最低限の制度等を設けておりますが、これにつきましても、法律における減免とバランスをとりつつ、課税品目の整理及び課税最低限の新設ないしは引き上げを行なうことを予定しております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について、その大要を御説明申し上げます。

まず第一は、中小企業の体質の強化に資するための措置であります。今回の税制改正では、中小企業に対する減税を特に重視しておりますのであります。租税特別措置法においても、中小企業の体質強化のために、適切な特別措置を思い切つて講ずることとしておるのであります。すなわち、中

物品税法の一部を改正する法律案外一案についての福田大蔵大臣の

費態様や企業規模の零細性等から見まして、課税することが適当でないと思われに至つたものがあるものであります。煙火、ネオン管等につきまして課税を廃止することとしたしております。

昭和四十一年三月三日 衆議院會議録第二十一号

小法人の債権回収の状況に顧み、その内部留保の充実に資するため、中小法人に限って、貸し倒れ引当金の繰り入れ限度額を引き上げるとともに、輸出振興の助成策をかねて、中小商社の海外市場開拓準備金の繰り入れ率を引き上げることとしたしております。

また、中小企業の近代化、協業化を促進するため、中小企業構造改善準備金制度及び個人が協業のため現物出資をした場合の譲渡所得税について、延納制度を設けるほか、割増し償却制度の適用を受ける業種の指定期限を延長する等の措置を行なうこととしております。

第二は、企業の体質改善を促進するため、新たに一定期間を限って資本構成を改善し、あるいは合併をし、または過剰機械設備のスクラップ化を行なった企業について、それぞれ一定の税額控除を行なうこととしております。これは、企業の経営基盤を充実し、産業体制の整備をはかる企業努力を期待した措置であります。

第三は、輸出振興のため、輸出割増し償却制度の割増し率を引き上げ、また、海外取引に対する特別控除制度の適用対象を拡大することとした点であります。

第四は、農業構造の改善に主眼を置いて、農地管理事業団に農地を譲渡した場合の譲渡所得税について、特別控除を行なうほか、農地の贈与について、贈与税及び登録税を減免する等の措置を講ずることとしております。

なお、以上のほか、企業の従業員が住宅の取得について、使用者から特別の利益を受けた場合における所得税非課税の特例、準備金制度の拡張、割増し償却対象資産の追加等、所要の改正を行

物品税法の一部を改正する法律案外一案についての趣旨説明に對する山田趾目君の質疑

なることとしております。

以上、二法律案の趣旨について御説明申し上げた次第であります。(拍手)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(山口喜久一郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。山田趾目君。

〔山田趾目君登壇〕

○山田趾目君 ただいま趣旨説明のございました昭和四十一年度の租税特別措置法並びに物品税法の改正につきまして、日本社会党を代表いたしまして、質問を行ないたいと存じます。

政府は、去る一月二十一日の閣議におきまして、昭和四十一年の税制改正の基本となる要綱を正式に決定されました。本国会に提出されております内容を見ますと、政府は、減税の規模を、国税、地方税合わせて初年度二千三百四十六億、平年度三千六百二十一億の減税額を示し、その限りにおきましては、大蔵大臣の言われてまいりました名目数字においては、戦後最大の減税と言えるであります。しかし、政府の国債発行下に減税に踏み切った今日の意図、減税財源の配分及び効果、国民にひとしく公平の原則を守られなければならない租税制度上から考察をいたしますと、一部の大企業法人や高所得者個人に對する利益の保障がきわめて多く、原則を欠いた目的意識的なものでございまして、こうした事実は税制上随所に指摘できるのでございます。特に、本年一月から相次いで行なわれました公共料金の値上

物品税法の一部を改正する法律案外一案 三〇〇

げは、消費者米価八・六%、私鉄運賃二〇%、地下鉄二・六%、近く国鉄運賃が、旅客におきまして三・二%、貨物において二・三%とはね上がつてまいり、さらに、水道料金、国民健康の本人員負担の増、小包料金、郵便、電報などの大幅な値上がりは、国民が巻き上げられていく増し分だけで四千億の多きに達するのでございます。しかも、一般庶民への減税は、特に所得減税におきまして、本年度千二百八十九億にすぎないのでございまして、政府は、すみやかにたゞいま提案されております租税特別措置を廃止されまして、所得税や地方税の減税に補てんをされ、可処分所得の増大をはかるべきでないかと存じます。(拍手)そのことが、生活水準の低下を防ぎ、同時に貯蓄性を高める道でもあるのでございます。しかるに、ただいまの趣旨説明によりますと、四十一年度の特別措置はますます追加拡大の傾向に進んでおるのであります。

租税特別措置のあり方につきましては、昭和二十五年創設以来、幾多の反対の論議がわが党の手によって進められてまいりました。また、税制調査会の答申も、一貫いたしまして改廃、合理化の答申を続けてまいつたのでございます。与党議員の中にも、正邪を正すべしという意見もまた決して少なくないのでございます。国民の世論も、こうした改廃の意見に積極的な支持を送っているのがあります。にもかかわらず、なぜ廃止されずに、増設の方向をたどつたのでありましょうか。それには、次のような動かしがたい側面を持っているのであります。

租税特別措置なる法律は、特定の大企業法人あるいは特定の個人に對し、巨額な利益を保障する

がために、時限立法という歯どめがきかず、ずるずると既得権化の方向に進んだこと、なおその上に、圧力団体である大資本との結合は、政府と独占資本との相互誘引となり、ついに結果的に今日の政府・自民党と大資本との強力な結合の基盤を築き上げたものと見るべきが至当だと思つております。(拍手)

数字的に証明をいたしてまいりますと、朝鮮動乱が勃発いたしました昭和二十五年の特別措置による減税額は八億圓にすぎなかつたのでありますが、朝鮮動乱の終局した昭和三十年には、百倍に近い七百三十二億にはね上がつておるのであります。池田内閣が高度成長政策に踏み出した昭和三十一年には千七百一十一億圓であつたものが、行き詰まりを来しました昭和三十一年には二千九十八億と、二倍に近い巨額にのぼり、特例項目も三七七の多きに達しておるのであります。租税特別措置の傾向と、日本の大資本の基盤強化とは、同じ傾向値を持つておることがここで明らかでございます。(拍手)ただいまの大蔵大臣の趣旨説明によりますと、四十一年度は、さらにその上に十項目を追加いたしました、三百四十二億の額を追加し、減収減税分総額合わせまして二千四百五十九億の巨額にいたそうとしますのでございます。

中小企業の倒産は、二月に入りまして一向に衰えを見せません。農業は依然として三ちゃん労働化からのがれることはできません。生産と生活の破壊の度合いは一段と強まってきております。大企業のみならず、全く冷感むざんな仕打ちではございませんか。(拍手)総理が言われておりました人間尊重の政治哲学は、いずこに姿を

消したのでございましょうか。政治の姿勢を正す意味合いから、総理の明快な御答弁をお願いいたします。

大蔵大臣、あなたが確信を持って説明なさいます。四十四年度の施設特別措置は十項目ございしますが、その特徴的なものを拾ってみますと、資本金一億円以上の企業法人が自己資本を二%以上向上させた場合には、一〇%を限度に向上割合に応じて税額控除を行なうというごほうび式の措置から始まりまして、企業の合併が行なわれたならば、増加した資本の割合に二〇%を乗じたものを法人税にかけて控除する措置を設け、過当競争下の資本を集中させることにより、独占化の傾向を強める趣旨であります。また、過大な設備をスクラップ化することによりまして、その機械設備の取得価格の二〇%を控除するということなどのやり方は、まさに大企業にとってはかゆいところに手の届くような措置でございします。このようにして、四十一年度の追加措置を含めて特別措置として適用される項目は四十六項目となりまして、減取減税総額は二千四百五十九億の巨額にのぼります。さらに地方税分を合わせますと、四千億をこえりと推計されるのであります。

大蔵大臣、あなたの主張によりまして、資本構成に占める自己資本比率を増大させるためには、特別措置による企業減税はやらねばならないと今日まで言われてまいりました。しかし、ここにあなたの主張とは全く逆なデータがございします。昭和四十一年の十一月三十日のエコノミストに発表されたものであります。それによりまして、昭和三十八年末の法人企業の総資本額は四十八兆五千億であります。昭和二十九年から昭和三十八年ま

での十年間に、この企業の人たちが納めた法人税は総額四兆八千億でありまして、総資本の一割でございします。一〇%でございします。法人企業の自己資本の構成比が二〇%を割ろうとしておる今日、過去十年間の法人税総額、納められたもの四兆八千億をそっくりそのまま法人企業体に返してやつたといいたしても、自己資本比率は三〇%にしかありません。この調査結果によつても明らかになつておりますように、企業減税の特別措置によつて自己資本構成比率を高めるといふことは、至難のわざといわなければならぬのでございします。(拍手)自己資本比率が悪化した主因は、こうした人々に対する税の過重負担にあったといいたしたならば、税を下げることによつてある程度の改善も期待できるであらうでしょうけれども、根本的な原因はそんなところに存在してゐるのではありません。高度経済成長政策のおおりの中で、それぞれの企業が過当競争におちいりまして、銀行からの借り入れによつて設備投資をやり過ぎた結果でございまして、それを日銀の貸し出しや財政の膨張政策によつて政府が助長したところに、根本的な原因があるといわなくてはならないのでございします。(拍手)このメカニズムに徹底的なメスを入れません限り、減税によつて自己資本比率を高めるなどということは、全くむだな試みでございまして、ナンセンスといわざるを得ません。(拍手)税制のあり方の基本にもこのことは関係をはたしておりますので、総理大臣の所見もあわせて伺いたいと思ひます。

次に、特別措置の内容について大蔵大臣の具体的な見解をただしておきたいと思ひます。

企業法人には当然課税されるべき所得額に対し

て、特別措置を重ねて措置していくわけにございします。三十六年の古い資料でございしますけれども、それぞれの各省から提出をいただかせたもので、三十六年の資料をもとにしてながめてまいりますと、大手百九十二社に課税されるべき所得額平均一〇〇に對し、特別措置の適用によりまして課税対象額は平均八二%に減額されてきておるのであります。特に特徴的なものは、紙パルプ五社に對しまして顕著でございします。課税所得額一〇〇に對して何と三八・二%にまで減額されてきておるのであります。驚くべき優遇措置といわざるを得ません。三十九年、四十年における大手企業法人の特別措置適用による課税対象額の減額をお示しいただきたいと存じます。

次に、配当所得並びに利子所得の特別措置についてでございますが、国民大多数はいま何を言っているでございましょうか。あしたに朝星をいただく、夜に夜星をいただくで働き通して得た賃金は、親子五人で六十三万円から所得税がかかっていくのでございします。ゴルフをやり、庭をいじつて遊んで暮らせる配当所得の人々に対しては百八十一万九千円まで無税でございします。勤労国民の三倍に近い優遇措置は、貯蓄奨励という目的措置としては解決しきれない、人間の道義にもとるものだと私は考えております。(拍手)しかも、利子、配当所得者の減税額は、三十九年度の特別措置による減取減税総額の三三%、六百三十五億の巨額にのぼつておるのであります。まさに利子、配当所得者の天国日本といえるであらうでしょう。

このような措置は、勤労国民の勤勞意欲を著しく阻害いたしますし、税の公平負担の原則をゆがめ、租税の大原則である総合累進課税を踏みにじ

るものでございまして、悪例の最たるものといわなくてはなりません。(拍手)すみやかに廃止されなければなりません。幸いにして、この措置は昭和四十二年三月で期限が切れます。この際、廃止される旨の明確な御答弁を本会議を通して国民に約束していただかなければならないと思ひます。(拍手)総理大臣並びに大蔵大臣の決意ある御所見を伺いたいと存じます。

次に、永山自治大臣にお伺いたします。

最近国民の税外負担が著しく増加いたしました。昭和三十六年の自治省の調査では三百六億となつており、その七五%、二百二十九億がPTAの負担でございします。最近わが党の調査なり全国PTA協議会の調査によりまして、小学生年間三千六百円、中学生年間三千円、総額は五百億をこえております。これに加えて、保育園、幼稚園を合わせますと著しい額にのぼつていくのでございします。四十年におきまして、このほかに土木、消防などの公的な税外負担がどれくらいあるものか、これを合わせますと膨大な額になります。自治大臣の御答弁をお願いいたします。

次に、地方自治体の超過負担であります。三十九年度決算では千四百四十三億となつております。四十年度は、先般の全国知事会におきまして確認されました額は千二百七十三億、認証差を合わせますと二千億の巨額になつていくのであります。そういったしますと、片や国民生活を税外負担で脅かし、片や地方自治体を超過負担で破壊するといふ、これはたいへんな大問題でございします。原因はきわめて簡単であります。国の支出する単価が安過ぎて、実情にそぐわないというところに

昭和四十一年三月三日 衆議院會議録第二十一号

物品税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する山田壯目君の質疑

三〇二

問題があるのでございます。大企業には至れり尽くせりの特別措置があるのに、国民と地方自治体には貧乏と赤字を押しつける、さか立ちをした特別措置だとはあなたはお考えにならないのでございましょうか。(拍手)自治大臣として何らの反発も抵抗もお感じになりませんか。ずばりとおなたの御意見を聞かせていただきたいと思ひます。租税特別措置に關し、最後に、總理に御決意のほどをお聞かせいただきたいと思ひます。

私は、いままです特別措置の持つ税制上の矛盾や幾つかの個々の悪例を指摘し、廃止の決意を求めてまいりました。かつて徳川幕府の中期に、武士階級を除き、家に窓のあるものには窓税を、農民には、田畑を耕すくわに對してくわの柄税をかけたという故事を思ふにつけても、税制といふものが権力支配の産物になったときには、税の公平の原則を貫くことはおろか、大衆の不満をなくすることは絶対にできません。今日の特別措置を含む税制のあり方の中には、政治と大企業のかた

い利益の紐帯によつてつくられた税制が決してないとはいえないと思ひます。私は、こうした階級的視点からのみ考察するのではございせん。この際、總理は、国家の財政が危機感をいよいよ強めております現在、財政の姿勢を正すためにも、税制の立て直しの絶好の時期が到来しておるとお考えにはなれないでございましょうか。この際、勇断を持って税制の抜本的な改定をなさる用意と意向を示されてしかるべきではないかと思ひます。が、いかがでございましょうか、御答弁をいただきたいと思ひます。

次に、物品税について質問をいたします。今回の物品税の廃止並びに減税は、五十九品目

中四十六品目に及んでおります。減税額も、平年度二百三十八億、初年度二百六億となつております。政府は、小売り価格を引き下げるところにねらいがあるとはしばしば言つておりますが、そうであるといふしますならば、当然減税額の二百六億は、最終消費者である国民に正確に還元されなくてはなりません。具体的な行政措置がとられておるものと思ひますけれども、企画庁長官、明確にお答をいただきたいと思ひます。

二つ目には、一月二十一日の閣議の了解事項を見ますと、一項は業者に對する勸奨の措置であり、二項は店頭表示の指導にしかすぎません。この程度の通達行政では、物価引き下げが現実に消費者に結合するかどうか、まことに疑わしいものと思ひます。せつかくの措置が中間マージンに化けないように、消費者の立場を保護する企画庁長官として、それら全体のあり方について簡明な御意見を述べていただきたいと心からお願ひいたします。

三つ目に、業者調整をなさる通産大臣にお伺ひいたしますが、最近の業界の動きを見ますと、自動車の場合につきましては、昨年暫定措置として一五%から一六%に引き上げたものをまたもとに戻すわけでございますから、確実に値下げが行なわれるものと思ひます。しかし、弱電機、時計、カメラなどは在庫もかなり豊富でありますし、しかも多少乱売の傾向が見えていました時期でありますだけに、免税点の引き上げによつて逆に販売価格が引き上げられていき、結果として高い製品を買わされるおそれがあるのではないかと、最近の傾向は見られております。通産大臣は、こうした事情を十分御承知と思ひますので、的確にどの

ような行政指導をなさつておられるのか、お伺ひいたしたいと思ひます。

最後に、總理にお伺ひいたしますが、最近の公共料金をはじめとする一連の物価値上げにつきまして、私は国民とともに、きびしい批判を政府にいたさなくてはなりません。昨日、政府に對しまして、總評、中労連、新産別という最大の消費団体から、物価抑制の強い要請が官房長官になされておるわけでございます。この趨勢では、四十年一度におきまして、年五・五%の物価上昇ではとうていおさまらないでございましょう。上がったパーセントだけ、お金の値打ちが下がつていくのでございまして。苦しい生活を余儀なくされておる多くの国民大衆にとりましては、物価の安定ということはきわめて重大なことでございます。政府は、昨年十一月二十七日の経済政策會議で、政府・与党首脳からなる臨時物価対策閣僚協議会を発足され、また、経済企画庁に民間代表からなる物価問題懇談会を設置することをおきめになりましたが、この程度のもので、はたして有効な物価抑制策が生まれるとは、だれ一人信じておりません。この際、總理がしっかりと腹を据えられて、強力な政治力の発動によつて、物価安定のための法的措置などを含めて、具体的に踏み切られていく用意と決意があるかどうか、最後にお伺ひをいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

(拍手)

〔内閣總理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣總理大臣(佐藤榮作君) ただいまのお話にもありましたように、租税は国民負担、そういう意味でどこまでも公平でなければなりません。また同時に、租税負担が軽減するように、政治はそ

ういう方向で指標を立てておるわけでありまして。今回の減税措置も、さういう意味におきまして国民負担を軽減したいというので、三千六百億にのぼる大幅の減税を計画いたしましたのであります。また、こゝろの点について、いわゆる経済の發展状況とあわせて税制をつくるべき、その段階にきておる。すでに公債政策も導入した今日でありますから、その基本的な根本的な改正をすべきではないか、こゝろ御意見につきまして、さうな意味において税制調査会はこの問題に真剣に取り組んで、在来の税制のあり方、どこまでも公平の原則を守り、さらに国民負担を軽減さす、こゝろいう方向で考えていく、かように私考しております。この税制調査会を十分に機能を發揮するように働かしてみるつもりでございます。

そこで、この公平の原則から見ても、いわゆる租税特別措置なるものはなかなか理解ができない、こゝろのお話のように論旨を進められたと思ひます。確かにこの公平の原則から申せば、特別措置なるものは一体何なのか、こゝろ疑問を抱かざるを得ない。しかし、その説明にもありますように、特定部門についてこの税制の恩恵を与えることにより、その發展強化をはかつていく、同時に、そのことが経済全般の安定成長へいい結果を及ぼす、こゝろのことであるならば、この特別措置は認められるだろう、かように私は思ひます。そこで、ただいまの特別措置を設けます際に、その必要性はどうであるか、また、その妥当性はどうかあるか、また、さらに弊害とその効果とこれを比較検討した場合にどういふ結果になるかを十分検討いたしまして、初めて特別措置が設けられるのであります。このことはわが国だけの

問題ではございません、外国におきましても同様の措置をとっておるのであります。したがって、本来の原則に返つて、これが過度の恩恵にならないように、また同時に、慢性化して、これは当然の既得権利であるような考え方を持たさないことが必要だと思ひます。その點では御注意もございしますが、私どもはこの点から、十分問題の適正であるかどうか、効果があるかどうか、また、弊害はそれよりも小さいか、こういう点を十分考へて、この存置をきめてまいらるつもりであります。

税制調査会もさうな観点に立つて、政府に対して答申をよこしておるのであります。私は、そういう意味で、配当課税についての特別措置も、お話しになりますように、来年、四十二年三月に期限がまいりますから、こういうものが長い期間ではない、その期限が到来する際に存置について十分検討してまいらる、かように考へております。

次に、物価抑制の問題についてのお話でございます。これは私が申し上げるまでもなく、本年は不況克服と物価安定、これが政治の課題だ、わが内閣に課せられた重大なる使命だと、かように申しております。真剣に今日取り組んでおる問題でございます。御指摘またはお尋ねになるまでもなく、決意を持ってこの問題と取り組んでおる、また、有効なお考えはどうか、ことでもこれを採用する、そういうことにはやぶさかでないと思ひます。だから各方面の良識ある御意見を聞きまして、そして実効をあげてまいらるつもりでございます。

その他の問題につきましては、それぞれ所管大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣(福田赳夫)〕 ただいま總理からお答

えがありましたように、租税制度は何といつても公平でなければなりません。しかし、公平でなければならぬかといつて、これが硬直化、マンネリズム化してはならぬと思ひます。税制は、いつもそのときどきの経済情勢に対応して、有効な働きをなすべきである、そういうふうに考へます。いまこの経済情勢を考へてみますと、この席でもしばしば申し上げておりますが、当面一番大事な問題は、何といつても景気を回復することである。しかし、景気の回復だけじゃないのです。その過程を通じて、景気回復を通じて、経済を安定化、合理化しよう、今後再び過去の失敗というふうなものを繰り返さない、かような体制を整えなければならぬわけでありま

す。経済の安定は、その年々経済がさうでございなしに動くというふうな体制、これももとより重要であります。また、産業間におきまして、あるいは地域間におきまして、あるいは階層間におきまして、なるべく格差を解消していくという問題、均衡ある内容を持つという問題、これも重要な内容であります。しかし同時に、さらにわれわれが考へなければならぬことは、企業も国民も、みんな蓄積を持って、景気がいかに変動し、経済がどういふふうに変動しようとも、びくともしないような体制をつくり上げる、こういうことではないかならぬと思ひます。

そういう見地からして、今回政府は、借金までしても、とにかく公債を発行する、そういうことをいたしてまでも、一方において史上最大の減税をやろうということを決意したわけでありま

す。いろいろな御批判がございましたが、私がこの特別措置、その内容はどういうものであるかとい

うことを申し上げますれば、御納得がいくのじやないか。つまり、この特別措置はそういう考へ方に基きまして、零細貯蓄者、零細投資家、この人たちの税負担を軽減し、国民に富を持ってもら

う、こういう考へ方の貯蓄免税、これが総額二千二百二十億の中千四百七十六億に及ぶのであります。もう一つ当面の問題は、長引いた不況下において困窮する中小企業、この特別対策が四百六億と相なるのであります。また、大企業が非常に困つておる。しかし、これが立ち直つて、さうして蓄積をふやして、日本の経済の重要な役割りをになわなければならぬ。そのためのものが三百三十八億、つまり中小企業貯蓄、零細貯蓄、これを保護しようということが最大の使命、目的でありまして、大企業はいろいろいわれますけれども、わずかに三百三十八億円である。しかも皆さんは、このわずかに三百三十八億円のことをいろいろ批判されます。しかし、この大企業をも含めて日本経済を發展させなければならぬ。皆さんは、ずいぶん減税しろ、あれにも減税、国民すべてにあまねく減税することを強く叫んでおられますけれども、一体減税は何によつてできるかといふことは、これは国民全体の所得がふえなければだめなんです。その所得の根源をつちかるとは何かといへば、企業なんです。つまり大企業、中小企業を含めての企業なんです。この所得の根源、減税の根源を養うところの大企業、中小企業、これに對しまして経済の実情に即した特別の措置をとる。これは当然のことである

と、かようにお答えをするのであります。(拍手) もちろん御質問のように、税制だけで自己資本の充実ができる、そんなふうには考へてはおりま

せん。これはお話のように、設備投資の抑制、適正化、これが中心でなければならぬ。それは私も承知しております。しかし、それを刺激し、誘引する措置、これも今日重大な問題であります。さういふ意味において、大企業の特別措置も一部取り入れられておるような次第でございます。

配当課税につきましては、總理からお話がありましたが、これも非常に重大な意味を持つております。しかし、来年その期限がくるその時点におきまして、その時点の経済の実態、今後の経済の動き、こういうものを慎重に検討いたしまして結論を得たい、かように考へておるのであります。

また、いま自治体の超過負担について、大きな声でお話がありましたが、これは四十一年度におきましては相当の是正をいたしております。知事会が八項目については是正を要請しておるのであります。この八項目につきましては、ほとんど全部これを取り上げまして、是正の措置が講じてあるということをお承知願ひたいのであります。

また、お話しのように、税制は、これは根本的に改正する、これは常に心がけていかなければならぬ問題だと思ひます。今回、大幅な減税はいたしますが、今後におきましても、国民負担の軽減、つまり企業にも国民にも蓄積のできるような税制になるようにということを目ざしまして、減税政策を追つてまいりたい。(拍手)特に、個人所得税につきましては、なるべく早い機会に、最低限が八十万円くらいになるように、また、所得税につきましましては、配当課税措置を含めまして、適正な法人税率といふものをひとつきめてみたい、かように考へておるのであります。

なお、税制が非常に複雑化しております。この

昭和四十一年三月三日 衆議院會議録第二十一号 物品税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する山田暲目君の質疑

三〇三

昭和四十一年三月三日 衆議院會議録第二十一号

物品税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する山田耻目君の質疑 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外二案についての三木通商産業大臣の趣旨説明

三〇四

複雑化した税制を簡素化する、そうして国民によくわかりやすいものにする、国民の税制というものを基本といたしまして、今後その検討を進めていきたい、かように考える次第であります。

(拍手)

〔国務大臣藤山愛一郎君登壇〕

○国務大臣(藤山愛一郎君) お答え申し上げます。

物品税の減税につきましては、今回、御指摘のように、相当多くの種目にわたっておりますので、これが小売り段階において、最終消費者にこの減税の全額が免税されてまいりますれば、非常に消費者生活において有効であり、かつ、今日の一般の物価の高騰の際において適当な処置だと思っております。私どもは大いに歓迎をいたしております。ただ、残念ではございますが、CPIに対する影響というものは、ごくわずかでございまして、計算も困難でございますので、私どもはいたしております。

それから、物価対策の特別機構をつくつたらどうかという御意見でございますが、私ども企画庁に、消費者を入れました物価問題懇談会をつくつておりまして、ただいま強力に推進しております。幸いにして、両院におかれましては、物価問題に対する特別委員会をおつくりになりましたので、それぞれいろいろな活発な御意見があらうと思えますから、それらの委員会の御意見もわれわれは参考にいたし、あるいは採用いたして、そうして物価対策の万全を期してまいりたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣永山忠則君登壇〕

○国務大臣(永山忠則君) 地方自治の行財政につ

きましては、中央、地方一体の理念のもとに運営をいたす必要があると考えてございまして。今日、企業の体質を改善して輸出競争力を強化することや、さらに貯蓄の奨励、社会資本の充実、中小企業、農村の育成等のために、租税の特別措置をするというものは当然であり、経済の不況を克服し、安定成長に至る道であると考えてございまして。しかし、自治省といたしましては、経済的に非常に苦しい中でございまして、資本金一億円以上の法人の自己資本の充実、あるいは合併の際の助成、あるいはスクラップ化に対する等の特別措置に對しましては、その影響を受けないような処置をいたしておる次第でございまして。

なお、税外負担の関係につきましては、交付税の基準財政需要額の算定におきまして、教育費を中心として解消措置を講じつつあるものでございまして、三十九年度の決算におきましては、前年度に比較して四十五億の減少を見ておるのでございまして。なお、今後一段と努力をいたす次第でございまして。

超過負担につきましては、四十一年度の予算編成の際、大蔵大臣が申しましたとおり、国の補助にかかると人件費関係並びに施設関係を中心としたしまして三百三十一億の解消措置を講じておるのでございまして。今後もさらに一段と努力をいたしまして、地方財政の健全化に努力をいたしたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) 今回、物品税の免税点を引き上げて税負担を軽減するという措置をとったことは、健全な消費需要を喚起する上において適当な処置であるとわれわれは考えておるわけで

ございまして。したがって、その物品税の負担の軽減が当然に価格に反映すべきものでありまして、この点については、われわれとしても強力な行政指導を行なうことにいたしております。必ずそれは価格を引き下げる効果を持たなければならぬと考えておるのでございまして。ただ、山田さんの御指摘のような、あるいは弱電機とかカメラ等をおあげになって、このことがかえって価格の引き上げになるのではないかとのお話であつたが、いずれも御指摘になつたような業種は、非常に在庫も多く競争も激しいのでございまして、さうなことをいたせば当然にこれは競争にならないのでありまして、さうな心配はないと考えておる次第でございまして。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、産炭地域振興事業団法の

の一部を改正する法律案(内閣提出)及び産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(山口喜久一郎君) 次に、内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案、及び産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。通商産業大臣三木武夫君。

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) まず最初に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案の趣旨の説明をいたします。

御承知のとおり、わが国石炭鉱業は、エネルギー革命の進行に伴い、きわめて憂慮すべき状態に置かれており、政府といたしましては、従来から第一次及び第二次石炭鉱業調査団の答申に基づき各般にわたる処置を講じてまいりましたが、石炭鉱業の構造的危機は予想以上に急迫の度を強め、このまま放置することは許されない情勢に立ち至っております。このため、昨春以来、石炭鉱業審議会において、石炭鉱業の抜本的安定対策について慎重な検討が進められ、昨年十二月、中間答申が提出される運びに至つたのであります。政府といたしましては、中間答申の直後、その答申の趣旨を尊重し、石炭対策を強力に推進する旨の閣議決定を行ない、今後の石炭対策の基本的な方向を明らかにいたしました。この方針に沿ひました諸措置の一環として今回石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を提案いたしました次第でございまして。

この法律案の内容の第一点は、石炭鉱業の安定出炭体制の確保に資するよう、炭鉱の機械化を促進するため、新たに炭鉱機械貸し付け制度を創設することとし、石炭鉱業合理化事業団にその業務を行なわせることとしたこととあります。政府は従来から近代化資金貸し付け制度等の融資措置を講じて炭鉱の機械化を推進してまいりましたが、この制度は、融資措置では実現が困難でありました新鋭機械等の導入及び普及をはかつていくこととしたものであります。

改正の第二点は、石炭鉱業の合理化と資源の合理的開発に資するよう、石炭鉱業合理化事業団の保有鉱区及び石炭鉱山整理促進交付金制度により放棄された鉱区について、鉱区調整の一環としてそ

の特例的な再活用をはかることとしたことであります。従来これらの鉱区につきましては石炭を採掘することができないようになっておりましたが、隣接鉱区から一体的に開発することが著しく合理的である場合には、例外的にその活用を認めることとしたものであります。

改正の第三点といたしましては、石炭鉱業合理化事業団が行なう石炭運賃の延納にかかる債務の保証業務を、昭和四十二年三月三十一日まで延長することとしたことであります。国鉄運賃の値上げに際しては、石炭鉱業の経営悪化を極力防止する見地から、値上げ分について一カ年の延納措置を講ずることとしておりますが、それに伴い、事業団の保証業務を延長することとしたものであります。

なお、以上のほか、石炭鉱業合理化事業団の役員、資格事項も整理することといたしております。

以上が石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

次に、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

産炭地域振興事業団は、石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域において鉱工業等の計画的な発展をはかるため、産炭地域振興の推進機関として昭和三十七年七月に設立されたもので、これまで工業用地の造成、ボタ山の処理、設備資金の貸し付け等の業務を行なつてまいりました。

産炭地域の現状は、産炭地域振興事業団のこれらの事業の実施等により、最近ようやく改善のきざしが見え始めてはおりますが、その疲弊は依然として著しいものがあり、産炭地域の振興を促進

すべき必要性はなお続いております。このため、この法律案におきまして、産業基盤の整備及び企業誘致の一層の推進の見地から、産炭地域振興事業団に、従来の業務のほか、同事業団が造成した工業用地において使用する工業用水の開発、供給、及び産炭地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対する長期運転資金の貸し付けまたは出資の業務を新たに行なわせようとするものであります。

このうち、工業用水の開発、供給事業としては、当面、筑豊鞍手地区のクリークの活用による用水開発事業を二カ年計画で行なうこととし、また、出資事業としては、四十一年度におきましては、ボタ山利用による人工軽量骨材製造事業の企業化を行なう予定であります。

なお、この法律案においては、産炭地域振興事業団の監事の職務権限を強化するとともに、役員、資格事項について所要の整理を行なっております。

以上が産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

次に、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

産炭地域振興臨時措置法は、石炭鉱業の合理化に伴い疲弊した産炭地域の振興をはかるため、産炭地域における鉱工業等の急速かつ計画的な発展等をはかることを目的として、昭和三十六年十一月十三日から昭和四十一年十一月十二日までの限時法として制定され、以来、この法律に基づく産炭地域振興計画を基礎として、産業基盤の整備及び企業の誘致対策を中心とした種々の産炭地域振興

対策が講ぜられてまいつたのであります。

しかしながら、石炭鉱業の合理化が本法制定当時予想した以上に急速かつ大規模に行なわれたこと等の事情を反映して、産炭地域の実情は、三七、八年に比べると改善のきざしが見え始めているとはいえ、その疲弊は依然として著しいものがあり、産炭地域の振興のための施策を継続する必要性はなお続いている現状にあります。

この法律案は、このような考えのもとに、産炭地域振興臨時措置法の有効期間を五カ年間延長しようとするものであります。なお、この法律案の附則におきまして、通商産業省設置法の一部を改正いたし、通商産業大臣の諮問機関である産炭地域振興審議会の設置期間につきまして、産炭地域振興臨時措置法の有効期間の延長に対応して五年延長することとしております。

以上が産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(山口喜久一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。蔵内修治君。

〔蔵内修治君登壇〕
○蔵内修治君 私は、ただいま趣旨説明のありました石炭関係三法案、並びにこれに関連して、今後行なわれるべき政府の抜本的石炭安定対策について、自由民主党を代表して若干の質疑をいたしました。

いと存するものであります。

各位もすでに御承知のとおり、過去十年間を通ずるわが国石炭鉱業の課題は、豊富かつ低廉な重油の急激な進出に対して、みずからの将来をいかに打開するかという、いわば生存のための条件を確立することであり、このために実施された炭価千二百円引き、及び大規模な合理化整備は、他産業においては全く例のないきびしいものであり、総トン数において二百七十万トン、炭坑数において六百二十五という、計画以上の合理化効果と、行き過ぎた斜陽ムードをもたらしたものであります。加うるに、わが国における重油の価格の推移は、これまた、はるかに予想を下回る価格となり、急激な合理化過程に生じた重荷にあえぐ石炭鉱業にさらに追い打ちをかけることとなり、石炭鉱業をして、放置すれば逐次崩壊していく絶対絶命の窮地に追い込んでしまっているものであります。

このような窮状にある石炭鉱業に対し、政府は、抜本的安定対策を講ずるため石炭鉱業審議会の答申を求めるとともに、総合エネルギー調査会に対しても、エネルギー政策における石炭の位置づけに関し答申を求めているのでありますが、問題は、答申を求めるにあつたての政府の基本的態度であります。

そこで、私はまずお尋ねを申したい。一体、政府は、エネルギーの安全保障の見地から、石炭産業を将来にわたって維持すべきものと考へてゐるのか、それとも、経済合理主義の立場から、つぶしても差しつかえないと考へてゐるのか、いずれの立場に立っているかということであり、この基本線の定まらざるところに、今日までの石炭

昭和四十一年三月三日 衆議院會議録第二十一号

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する蔵内修治君の質疑

三〇六

政策の停滞と石炭企業の窮迫の根本的な原因があります。そのみではありません。政府は、三木通産大臣が去る二月二日の本院本会議で言明せられましたように、この三月中にも石炭についての位置づけについて調査会の中間答申を得て、これに基づいて石炭鉱業審議会の抜本的安定対策に関する最終答申をこの六月には求めようとしておるのであります。すなわち、エネルギー調査会が純経済ベースで答申する事態がかりにあり得るとするならば、鉱業審議会の長年月にわたる作業は全く無意味であり、同時に、政府のこの両機関に対する諸問をしておる態度はまさに矛盾するといわざるを得ません。石炭を残すのか残さないのか、かつて通産大臣であられた佐藤総理並びに三木通産大臣の明確なる御所信を承りたいと存するのであります。

私は、エネルギーの安全保障の見地から、国産エネルギーの大宗である石炭産業は保護すべきものとの立場に立つものであります。政府も、ここに関係法律案を国会に提出している以上、暗黙のうちにこの立場を認めているものとは存じます。しかしりとすれば、優柔不断にして今日まで根本的安定対策の樹立を遅延してきたことをまことに遺憾とするものであります。

さて、次は、総合エネルギー政策における石炭の位置づけについてであります。スケジュールとしては、石炭鉱業審議会はエネルギー調査会の三月中旬答申に基づき六月に最終答申を出す予定であることは、前に述べたとおりであります。安定対策の基礎的条件となる出炭規模をほどの辺に想定しておられるか、お伺いをいたします。すなわち、昨年十二月石炭鉱業審議会が仮局的

石炭企業の再建のためにまず石炭の位置づけを強調した契機となったものは、資金不足、労働力の不安定、災害等諸種の原因からする予想外の出炭不振であります。五千五百万トンが目標としても、せめて五千二百万トンくらいは確保したい、しかしそれが五千万トンの大台もあふない、こういう状態であったわけでありまして、ところが、昨年末を境といたしまして、情勢は全く変化しております。出炭は現在では相当に快調であり、四十年末においてはほぼ五千万トンは見込めるといふ、当初の線に近づいてきておるのが現状であります。その理由はしばらくおくといいたしまして、石炭はこのように流動的であります。出炭量を位置づけによって長期的に堅持する自信がおりかどうか、通産大臣のお答えをお願い申したいのであります。

さらに、出炭のこの趨勢は四十一年度にも持続せられると私は考えております。大手、中小合わせて四十一年度末五千四百万トンにのぼると見るのが、ただいまの一般の見方でありまして、幸いにして抜本的安定対策が軌道に乗るといたしますならば、さらに出炭は上昇するものでありましよう。したがって、位置づけによって出炭ベースが確立せられるや、ここにたちまちにして過剰炭の処理をいかにするかという問題が生じてくるのであります。

過剰炭処理の第一の方法は、積極的に新規需要を拡大することでありまして。現在、電力に一千九百万トン、鉄鋼に八百五十万トンを、非常な努力の結果買い取らせているのであります。別途の新規需要面が油の進出によりまして年々縮小せられていく今日では、四十一年度、電力にさらに

約二百万トン、鉄鋼に約八十万ないし百万トン、これほどの新たな政策需要をつくらなければなりません。その具体策並びに可能性について通産大臣は自信がおりであるかどうか、承りたいと思っております。

過剰炭処理の第二の問題は、消極的にスクラップを続行し、出炭を抑えていくことであります。四十一年度予算では、保安閉山を加えて三百四十万トンのスクラップを見込んでおられますが、四十二年以降も相当量の合理化整備が必要となるものと考えられるのであります。ここに、四十二年に終わる予定の石炭鉱業合理化業務を重ねて延長せられるお考えがあるかどうか、通産大臣にお尋ねいたします。

第三は、貯炭対策であります。四十一年度には、先ほど申し上げましたような出炭の趨勢からいたしまして、ピーク時において約五百万トンの貯炭が見込まれるのであります。現在は、制度金融にいたしまして、市中金融からも、貯炭に対する融資は全く望むことができません。しかしといたしますならば、貯炭機構を新たに作る意向が政府にあるかどうか、もし貯炭機構をつくらないとするならば、この貯炭融資についていかなる方途をおとりになるお考えであるか、通産、大蔵両大臣のお考えを承りたいと思うのであります。

次は、抜本的な安定対策の具体的内容について、政府の構想を承りたいと思っております。

その第一は、石炭企業が背負い込んでおる過去の重荷、すなわち、いわゆる異常債務をどう処理するかという問題であります。中間答申は、私企業として存続せしめるならば長期無利子の財政資

金をもって肩がわりすることを提起いたしておりますが、これに対する通産、大蔵両大臣の御所信を承りたいのであります。

また、この方途をもつていたしましたが、中小炭鉱に対する対策というものは、これには全く当てはまらないのであります。この点、中小炭鉱に對しては、いかなるきめこまかい、そして愛情のある対策が講じられるか、この点について政府の御構想を承りたいと思うのであります。

第二は、一たび過去の重荷を整理した後は、絶対に赤字要因の再発を防止することが必要であります。そのためには、ほとんど融資制度一本に依存してまいりました石炭対策を、大幅に補助政策に移行せしめることが必要であらうと思っております。

坑道掘進、保安施設等に農業基盤整備と同様の国の助成制度を確立することが必要ではないか、通産大臣の御方針を承りたいと思うのであります。

赤字要因再発を防止する第二の方法は、炭価の中に大きな部分を占めております運賃、鉱害復旧費に對して、安定補給金をもって措置することであらうと思っております。

運賃補助にあたっては、一律のトン当たり補助は必ずしも妥当な方法ではないと私は思うのであります。わが国石炭の生産構造は、従来は九州を中心とする西が主で、北海道を中心とする東が従でありましたが、長期的展望からいたしますれば、逐次、東が主、西が従となりつつあります。

したがって、消費構造はこれと逆行して西が主で東が従となる趨勢に應じて、地域メリットを考慮した、より合理的な運賃政策をきめこまかに実行すべきであると考えますが、大臣の御意見を承りたいと思っております。

鉱害は、政府の毎年の努力にもかかわらず、いままなお通産省調査によりましても六百億円もの残存鉱害量を持つておりますが、これは大勢として漸減するでありましょう。しかし、復旧費は、米をはじめとする農産物の毎年の価格騰貴、労賃の値上がり等によって、逆に増大していくと思ふのであります。したがって、特に無資力鉱害復旧には大幅の予算措置が必要であり、また、産炭地振興のすべての前提でもあらうと思ふのであります。整理交付金は本年からでも大幅に引き上げる必要があります。合理化整備が交付金でまかない切れないところに、現在の異常債務が発生し、深刻な産炭地域の社会問題発生の原因があることを思えば、交付金の基準引き上げに十分な検討を加うべきであります。通産大臣の御所見を承りたい。

以上、赤字要因予防の措置は、安定補給金によることは中間答申にも示唆されておるところであります。財政資金によるも、安定補給金によるも、大きな国費の支出を要することであり、その財源対策をどうするかは、きわめて重要な課題であります。

石炭対策の財源を重油消費税に求め、ここに石炭と石油の価格のバランスをとることは、欧米諸国の通例であり、わが国においても将来不可避の命題とは思いますが、年間七千万キロリットルにも及ぶ膨大な重油消費に新たに消費税をかけることは、各方面に及ぼす影響がすこぶる大きいことを考慮し、十分慎重なる配慮を加えてまいらなければならない。ただ、現行の原油関税は、一二%の関税率のうち二%が国内産原油の対策に充当せられ、一〇%は石炭対策に振り当ててこ

とになっていながら、現実には、広義の石炭対策、すなわち、主として産炭地の道路、港湾等公共事業に振り向けられ、石炭局調査によれば、総額約六百億円のうち約百二十億円、約二〇%が石炭ローバーに使われているにすぎません。七千三百億円にのぼる建設公債の発行せられている今日、公共事業分はそれに吸収して、原油関税はフルに石炭対策に充当されるならば、他の財源にしわ寄せすることなく、また一般物価にもはね返ることなく、石炭安定対策のほとんどすべてを行なうことができると思ふのでありますが、大蔵、通産両大臣はこの措置をとる御決意があるかどうか、承りたいと思ふのであります。

安定対策の第三は、将来への方策であります。新鉱開発に対し現行五〇%の近代化資金の融資比率を八〇%まで引き上げるならば、特に新鉱に開発機関や国策会社を新設することなく、各企業において自主的な新鉱開発が可能であると思ふのであります。通産大臣はいかがにお考えになりますか、承りたいと思ふのであります。

鉱区の調整については、もちろん望ましいことではありますけれども、それには、関係会社の内容、販売の機構、労組等、調整すべき幾多の条件があり、必ずしも簡単なことではありません。私は、英国の国営ですら一つのルールをつくるのに十年もの長い時間とばく大な経費を要した事実にかんがみ、また、政府がかつて常磐炭鉱の一本会社化を懲懲としてまだ実現していない事実等から、無理な合併、一本化は得策ではないと思ふのであります。通産大臣の御所見を承りたい。最後に、国営の問題について一言触れておきた

いと思ふのであります。

佐藤総理は、去る二月十六日の衆議院予算委員会における社会党の多賀谷真稔委員の国営移管論に対し、私企業のよさを今後も生かしていきたいと述べておられるのであります。私企業としての限界まできた石炭産業の今日では、必ずしも説得力がないのではないかと私は思ふのであります。私は、石炭企業のような労働集約的産業は、集中化の効果よりも分散化の効果のほうが大きいと思ひます。三井鉱山が、田川、山野等の鉱業所を第二会社に移したことによって出炭も著しく増大した事実によつても、これは明らかであらうと思ふのであります。自分の山が悪くても他の山でこれを補うというのでは、真の勤労意欲も、また真の企業意欲も生ずるはずがありません。私が社会党の国営論に反対する積極的理由はここにありま

す。(拍手)私は、石炭はあくまでも国の厳重な監督下において私企業として存続させることこそが、国民経済的見地から至当と考えるのであります。総理並びに通産大臣の御所見をお願い申し上げます。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

ただいまエネルギー革命が進行している、その際に、石炭の地位をどう位置づけるか、こういうことがまず第一のお尋ねであります。申すまでもなく、国内産の石炭は、その供給に安定性があり、また外貨を使わなくて済むということ、また地域経済とも非常に密接な関係がある、こういうことで、その重要性は十分認識しなければなら

ない。したがって、エネルギー革命が進行いたしておきまして、石油あるいは原子力と石炭、この三つの比較考量はいたしますが、ただいまあげました三点から、この石炭鉱業というものはやはり存続するように考えていかなければならぬものでございます。そういう意味で、数回にわたる調査団を派遣し、また、これが総合エネルギー対策としてもいかにあるべきかということを検討いたしておるのであります。ただいまお話しにもありましたように、この六月になれば、さらに基本的な答申も得られるのではないかと、かように考えておりますので、ただいま申し上げるような存続の方向、存続の考え方でこの問題を解決したい、かように私は思っております。

その際に、どのくらいのトン数かという、いわゆる五千万トンには生産目標が、さらにまたそれ以下か、こういうような問題も、ただいまの審議会におきまして十分検討していただく、かように私考えております。

次に、最後の問題といたしまして、もう私企業として限界にきたのじゃないか、こういうお話でございますが、これについては、ただいま蔵内君の御説明になったような考え方では、私は私企業としてこれを存続していくという方向でありたい、かように思っております。また、審議会の中間答申も、私企業としての基礎を強固にする、こういう中間答申を得ております。しかし、石炭業界の実情は、私が申し上げるまでもなく、他の産業に比較いたしまして国の積極的助成を必要とする産業である、かように私考えますので、この国の助成措置、これが今後各方面の意見も徴しまして、いわゆる適正な、また納得のいく範囲でこの助成

昭和四十一年三月三日 衆議院會議録第二十一号

をいたしたい、かように考えております。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 石炭対策の財政措置をどうするかということのようでありますが、石炭対策につきましては、昨年末石炭産業審議会の中問答申が出ておるのであります。この中問答申では、国庫での肩がわり措置等を示唆しておりますが、その正式の答申はこの夏に出ることが予想されておるのであります。その答申の結果を待ちまして、積極的に石炭対策の財政措置を講じたい、かように存じておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) たいへん広範な御質問でございます。石炭産業の位置づけ、総理もお話しになったように、これは国際収支の面からいっても、エネルギー資源の供給の安定性からいっても、地域経済の開発の点からいっても、石炭は、これは単に採算の点から石炭産業というものを考えるべきではない。全体の総合的判断において石炭産業は考えるべきで、したがって、ある一定の数量は出炭を確保していくべきエネルギーの中における地位を持つておる、将来にわたって持つておることを考えておるわけでございます。そういう見地から石炭対策を考えてまいりたいということでございます。

第二の、将来過剰の石炭ができるのではない、この処置を一体どうするのかという点であります。御承知のように、重油が非常に値段も下がってまいりますが、そういう点では競争力は弱いわけでありますが、どうしてもいろいろな総合的観点から石炭を確保しようとするならば、電力業界などに対しては、これは長期にわたって相当

石炭産業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する中村重光君の質疑

な数量を確保してもらうように、今後われわれとしても要請せざるを得ない。また、鉄鋼にしても、そういう大口需要者に対しての今後の長期安定的な需要の確保に努力をしてみたいと思っております。

それから第三点は、まだスクラップなどをしなければならぬ山も相当残つておるので、合理化事業団の整理業務というものは延長する必要があるのではない。大体峠を越したとは思つておりますが、まだやはり閉山をしなければならぬ山もございますから、これは延長の方向において考えていと思つております。

次に、抜本策はどういうことを考えておるのかということですが、御承知のように、先般の十二月の中問答申などにおいても、急速な合理化の過程に生じた異常債務は無利子の財政資金によつて肩がわりすべきであるというのが答申の中心であつたわけでございます。これはそういう形において抜本策を考へざるを得ないわけでございますが、六月に最終答申が出されて、その答申の結果も尊重しながら抜本策を講じていきたいと考えております。また、その抜本策を実施する場合に、中小企業を絶対に区別はいたしません。大手も中小企業も一律にこの抜本策の実施には考えてまいりたいと思つております。

さらに、重油に対して関税をかけて、そして石炭対策に使うということはどう考えておるかということですが、これは相当に重大な問題でありますので、抜本策を考へる場合に、原油油の関税制度あるいは重油の消費税の問題等もあわせて検討したいと思つております。

業がまだまだ残つてもありますし、地方自治体あるいはまた業者、鉱山の企業にも非常な負担になつておりますので、今後とも補助率の引き上げとか、あるいはまた鉱害の基金の資金の拡大とか、今後対策を強化していかなければならぬ点だと考えております。

さらに、新規の炭鉱の開発については、言われらるゝとおりこれはなかなか――今度は補助率を上げましたけれども、補助率を上げただけでは問題を達成できないのではない。国の助成をもつと強化しなければならぬと思つております。

最後に、石炭の国有があるいは民営かという問題であります。総理が御答へになつたように、われわれは私企業として石炭を育てていきたい。そのかわりに監督とか規制とか、こういうものは強化せざるを得ないが、基盤としては私企業の基盤において石炭問題を解決したいというのが、政府の基本的な立場でございます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 中村重光君。

〔中村重光君登壇〕

○中村重光君 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま通産大臣から趣旨説明がなされました石炭関係三法案に対して若干の質問を試みますとともに、この際、石炭政策のあり方について政府の所信をただしたいと思つております。(拍手)

去る昭和三十六年、本院において石炭産業の危機打開に関する決議が行なわれまして以来、石炭対策については多額の国家資金が投入され、各般の施策が講ぜられてまいりました。しかし、石炭産業の深刻な事態は依然として解消されず、むしろ

石炭産業合理化臨時

三〇八

深化の一途をたどつてきたのであります。

言うまでもなく、その原因は、政府の石炭対策が長期的展望を欠いたきわめて場当たり的なものであつたということにあるのであります。このことは今日明らかで事実であります。政府は、昭和三十六年当時、直接第一線に働く炭鉱労働者の政策転換の主張に耳をかさず、また、再度に及ぶ石炭産業調査団答申は、私どもにはきわめて不満の多い、現象面にとらわれ過度なものであります。またけれども、政府はこれさえ忠実な実施を怠り、さらに、最も重大なことは、国会の意思を無視したことでもあります。昭和三十六年の決議においても、また昭和三十三年の総合エネルギー政策に関する決議においても、近くは昨年の石炭産業の安定策樹立に関する決議においても、本院は繰り返し総合エネルギー政策の早急な確立を強調し、これなくしては根本的な石炭対策の成立し得ないことを指摘してまいつたのであります。それにもかかわらず、政府はいまだに総合エネルギー政策を確立せず、その結果、石炭はもとより、電力、石油等個別エネルギー対策は、相互に有機的関連性を欠失しているのであります。すなわち、現在わが国においては、真の意味の個別エネルギー対策は存在していません。石炭問題を今日の事態に立ち至らしめた歴代自民党政府の責任はきわめて重大であるといわなければなりません。(拍手)

一体、政府は、現在の時点における最も重要問題である新鉱開発、石炭生産規模五千五百万トンの確保、石油との価格調整等についてどう考えているのか、総理並びに通産大臣の所見を伺いたないのであります。

次に、石炭問題の根柢をなす企業経営について伺いたい。

これまで、スクラップ・アンド・ビルド政策は、ビルド面をおおりにして、スクラップを急激に、しかも企業に過重の負担をさせる形で進行し、一方、現実離れた単価の千二百円下げを最後まで固執する等、政府の石炭対策の主旨はことごとく失敗に帰したのであります。この結果、第二次答申による炭価値上げ、利子補給をもつてしても、石炭産業の経営の改善には何ら役立たなかつたのであります。こうして、石炭産業は膨大な負債と異常な累積赤字をかかえ、企業として存亡の岐路に立っているのであります。すでに、大手炭鉱の一部には、再建炭鉱として事実上国の管理下に置かれ、資本制企業としての実体を喪失しているものも出ています。こうした状態にあつて、石炭企業は、利潤追求のため生産第一主義に走り、保安をおおりにし、その結果、労働者の犠牲によつて、表面的には生産能力は上昇しました。しかし、これを引きかえに得たものは何であつたか。三井三池をはじめ北炭夕張、日鉄伊王島、山野と、続く大規模災害を頻発させ、七百八十七名のとうとう生命を奪い去つたのであります。

今日、大手十七社の年間売り上げ高はおよそ千五百億円ですが、昨年末現在の借り入れ総額は約二千億円であり、累積赤字はおよそ九百億円に達し、トン当たり純損益は約四百円の赤字となつていゝのであります。しかも、借り入れ総額の七〇％が財政資金であります。将来の成長性に期待し得ない石炭産業にとつて、このような状態はもはや私企業としての存立の基礎を失つていゝと思ふのであります。この点に対する総理並び

に通産大臣の所見を伺いたいののであります。

石炭企業のこうした状態に対し、昨年末の石炭鉱業審議会の間答申は、財政資金による肩がわり、安定補給金制度を提唱してありますけれども、いかに巨額の財政資金肩がわりを行なつても、石炭産業にはとうてい償還能力はないと思ふのであります。本院において、再三にわたり石炭産業の保護助成について決議したゆえんのは、石炭が貴重な国内資源であり、エネルギーの安全保障、国際収支、雇用安定、地域経済等の観点から重要な地位を占めているからであります。特に、わが国の一次エネルギー供給において、外国から輸入しなければならぬ石油の比重が年々増大し、すでにおよそ六〇％を占め、年間の所要外貨も五千億円に上るという現実を考え、また、国内資源として生産一千万トンを超える鉱産物は石灰石のほか石灰しかなく、しかも、その経済的価値の高さを思えば、石炭保護政策の必要はだれの目にも明らかであります。しかし、混同してはならないことは、石炭保護政策と石炭企業の保護助成とは必ず同一ではないといふことであるのであります。この期に及んでもなお私企業形態にこだわりの、いたずらに石炭企業保護政策を続けていくことは、資源経済論的な本来の石炭保護政策に逆行するものであります。私は、かりに国民の批判を抑え切り、財政資金肩がわり等従来の延長線上に石炭対策を実施したとしても、炭価の問題、需要、労務と見合う生産規模、鉱害復旧、新鉱開発等の諸問題を考えれば、現在の私企業形態でいく限り、再び行き詰まることは必至であると思ふのであります。

したがつて、この際、私は、西欧資本主義諸国が形式的にもあるいは実体においても国有化に踏み切つていゝように、当然わが国においても国有国営化の方向に勇断をもつて進むべきであると信じてあります。そして、その過程において、国が鉱業権を取得し、エネルギー調整基金による炭価の調節、鉱区の調整、流通販売の整理、需要の確保、保安の充実、労働条件の安定等をはかるべきであります。

以上、私の提言は、現実の推移にかんがみて、国有国営化の方向以外に日本経済における石炭資源活用の道はないと思ふからであります。総理の率直な所見を伺いたいののであります。

今回提案されておるところの合理化法の改正は、鉱区調整、機械貸与及び運賃延納の三点でありますけれども、これらはすべて相も変わらないミクロ的な対策にすぎないものであり、今日の事態に対する認識の度合いがいかに浅薄であるかを露呈したものとわなければなりません。特に、隣接鉱区のため、国の政策によつてスクラップした鉱区を再び利用しようとすることは、永久封鎖という合理化法制定の趣旨に反するものであり、一たんスクラップした鉱区を利用することには、保安上の危険を感じざるを得ないのであります。また、このような制度を開くことによつて、本来の鉱区調整を齟齬する結果になり、さらには、今後スクラップを促進する機能を果たすおそれもあるまいのであります。通産、労働両大臣の所見を伺いたいののであります。

今日、炭鉱の鉱害復旧については、臨鉱法による鉱害復旧事業団がありますが、現在、累積鉱害量はおよそ七百億円に達すると称せられていゝのでありますけれども、年々の鉱害復旧量は、拡充したという来年度さえ、わずか五十六億円を予定しているにすぎないのであります。私は、無資力鉱害の急増してきた今日、鉱害復旧事業団を根本的に改組し、国の責任において、無資力、有資力を問わず、鉱害の迅速かつ効率的な復旧をなし得る体制を制度的に確立すべきであると思ふのであります。これに対する通産大臣の所見を伺いたいののであります。

次に、産炭地域振興については、石炭調査団の答申にもかかわらず、政府関係の工場、事業場は依然としてほとんど進出せず、大規模事業場の進出もいまだ一件もない実情であります。最近の国勢調査に徴しましても、過密都市対策と地域開発の重要なことは明らかであります。特に、人口が急減し、窮乏化している産炭地域においては、家庭の崩壊、非行少年、長期欠席児童等、炭鉱のみならず人間まで、しかも生徒、児童のスクラップ化が急速に進行するといふ深刻な実情であります。これらの点に対し、関係大臣の所見を伺いたいののであります。

今回、事業団法の改正により、事業団の業務を若干拡充しようとしておりますけれども、問題は、個々の業務について独立採算制を重視する事業団運営の方針にあるのであります。現に、せっかく造成した工場団地は、価格が高過ぎて希望者

昭和四十一年三月三日 衆議院會議録第二十一号

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する中村重光君の質疑

三二〇

がないという事態を生じているのであります。私は、こうした事情にかんがみ、まず事業団の自主性を認める、たとえば、造成土地についても、画一的な原価主義にこだわることなく、ケース・バイ・ケースで現実に即した弾力的な事業団の業務運営をはかるべきであると思ふのであります。以上の諸点について、通産、大蔵両大臣の所見を伺いたいのであります。

最後に、炭鉱労働者の問題について伺いたい。御承知のとおり、石炭産業は、危険を伴う地下作業であり、機械化には一定の限界がある労働集約的産業の代表的なものであります。したがって、企業形態にかかわらず、優秀な労働者の有無は石炭産業の存立を左右するのであります。その意味において、労働者の離山がますます増加する傾向にありますことは、実はたいへんな問題となつておるのであります。優秀な労働者の確保は、炭鉱労働に相応する労働条件の確立以外にないことは明らかであります。しかるに、政府は、閉山炭鉱の退職金未払いについて何ら制度的解決をはかることなく、最後まで企業と運命を共にして石炭を採掘した労働者が最も大きな犠牲をこうむるという事態を放置しているものであります。また、石炭鉱業調査団答申にもある特別年金制度についても、ようやく調査費をつけた段階にすぎません。いつになったら実施されるのか、見通しすら立たないという始末であります。さらに、山野炭鉱災害の例を見てもわかりますように、いわゆる組夫といわれる労働者が規制を無視して使用され、多数の死傷者を出しているのであります。かような違法な状態は即刻改め、合法的な組夫使用をも含めて当然常用化すべきであります。これら

の点について、通産、労働、厚生、各大臣の所見を伺いたいのであります。

以上、要するに、今日の石炭政策は、従来の経緯にこだわらず、虚心たんかいに、人命尊重の立場から、また真に資源経済の立場から新たに展開する以外にないと思ふのであります。従来いたずらにイデオロギーに拘泥し、石炭産業をして今日の救うべからざる深刻な事態におとし入れて多くのという労働者の生命を奪い去った責任を政府は厳密に反省し、勇断をもって石炭政策の大転換を行なう、そのことを強く要求いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたしました

先ほど蔵内君にお答えいたしましたように、ただいま石炭産業はたいへんな苦境に立つておると思ひます。しかも、この石炭産業はエネルギー源として、国内の石炭産業は維持、存続させなければならぬ、こういう状況にあることは、これも先ほどお答えしたとおりであります。なおまた、石炭産業における特異な点は、いわゆる大企業と中小企業が並存しておること、しかも、その中小企業の果たしておる役割りはなかなか大きなものであります。また、労働者の関係におきましても、組織労働者が一面いるが、同時にまた、組夫等の新しい制度もここに取り入れられておる。そういうところで労働関係もまた複雑であります。こういう状況のもとにおいて、石炭産業を維持、存続させる方法はどうしたらいいか。国会におきましても決議があり、また、委員会におきましてもそれぞれ慎重な審議が、意見交換がなされ

れました。また、政府におきましても、三十七年と三十九年、すでに二回調査団を派遣いたしましたわけでありまして。さらにまた、今回は、総合エネルギー対策とあわせて石炭鉱業の調査団を派遣して、基本的な、抜本的な対策をひとつ答申していただく、かようにただいま取り組んでおる最中でございます。

私は、先ほど蔵内君にお答えいたしましたように、いわゆる私企業にたいしては、もう国管、国営でなければならぬと、ここまで踏み切るのには、中村君の御意見だが、やや早いのではないかと。私どもは、どこまでも私企業としてこれを育成強化していく、その基盤を強化する、そのほうが国管、国営よりもより能率的だと、かように実は考えておるのでございますが、いずれ、その基本的な問題については、答申を待ちまして、そして結論を出すことにいたしたい、かように思ひます。私どもは、いままでも考えました先人主に、先入観念にとらわれることなく、この重大な転機にある石炭産業の今後のあり方を真剣に考えたと思ひます。

また、ただいまお尋ねがありましたように、新鉱をどうしても開発していかなければならぬ。この石炭産業を維持、存続さすといはしますならば、どうしても新しい鉱区を開発しなければならぬ。これがただいまの振興事業団だけでそれがやれるかどうか。先ほど蔵内君から、八〇%の融資があるならばこれは可能だと、かようなお話も出ておりますが、四〇%を五〇%に上げた程度でなしに、この助成方法がどの程度なら効果をあげるか、これなども調査団の報告を待ちたい、かように思ひます。

いずれにいたしましても、国管、国営に踏み切らなくとも、他の産業に比べて、石炭産業に対しては、政府がより手厚い助成をすべきものであるということは私も承知しておるのでございまして、ただいまの答申を待ちまして、そうして適切な処置をとることにいたしたいと思ひます。その他、いろいろこまかな点についてのお尋ねがございましたが、それぞれの所管大臣からお答えさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) 中村君の御質問、非常に広範にわたっておりまして、総理がお答えになられましたように、新鉱開発に対しては長期で無利子の資金があり、今度はその融資比率を引き上げたわけがありますが、なかなかこれでは十分だと申すこともできませんまい。今後の検討しなければならぬ問題点だと考えております。

それから、国有、国管あるいは国家管理という企業形態の問題にお触れになりましたが、これは総理がお答えになったとおり、昨年末の中間答申においても、私企業として経営の基盤を強化していけということがその趣旨でもあったと思ひます。政府もまた、こういう趣旨において今後の抜本策を考えていきたい、かように考えております。

それから、スクラップされた鉱山を再利用するという点にお触れになって、いろいろお話しになりましたが、これは乱用すべきものではない。きわめて限定的なものであつて、しかも非常に合理性がある、経済性がある——隣にあるわけですから、それを一体として経営すれば非常に合理的であり、経済的でもあるという限定された場合に

これは認めるべきであつて、これが保安上にいろいろ問題があるというならば、当然にこういうものは許すべきではない。さうに厳格にこのスクラップ鉱山の再利用については考えておる次第でございます。

それから、産炭地域の振興については、これはわれわれも非常に心を痛めておるわけでありま

す。石炭を中心として発展した地方が、石炭産業というものが不振で、非常に惨たんたる状態になつてゐる。このため、産炭地域振興臨時措置法

なども、十一月に期限が切れますけれども、これは五年延長したい。延長して、そして産炭地の振興をはかりたい。そのためには産炭地域振興事業

団がやはり中核にならざるを得ない。この事業団が中心になつて、長期の運転資金の貸し付けであ

るとか、あるいはまた非常に低利な設備資金の貸し付けであるとか、今度は工業用水などに対して

も、開発して供給する事業もやれることにしたわけでありま

す。あるいはまた山の利用であるとか、こういうことで、できる限り企業を誘致しやすいような努力を今後払いまして、何とかしてこの

疲弊しておる産炭地の振興をはかるために、われわれもできるだけの努力をしたいと考えております。

次に、労務者の問題にお触れになつたわけでありま

す。産炭者の問題にお触れになつたわけでありま

す。産炭者の問題にお触れになつたわけでありま

す。産炭者の問題にお触れになつたわけでありま

す。産炭者の問題にお触れになつたわけでありま

す。産炭者の問題にお触れになつたわけでありま

す。産炭者の問題にお触れになつたわけでありま

す。産炭者の問題にお触れになつたわけでありま

す。産炭者の問題にお触れになつたわけでありま

す。産炭者の問題にお触れになつたわけでありま

す。産炭者の問題にお触れになつたわけでありま

と住まいとの環境の改善ということが大事で、その上にもつてきて、やはりいまいち御指摘になつたような年金制度なども、これは真剣に考えてみて、早期に実現できるようにという見地においてこれは検討すべきものである。そういうふうにして、できる限り炭鉱に働く人たちが安心して働けるような条件をつくる必要があるという中村さんのお説には、私も同感でございます。

以上、お答えいたします次第であります。(拍手)

〔国務大臣小平久雄君登壇〕

○国務大臣(小平久雄君) まず第一に、再活用炭鉱に労務者を就労させることは保安上どうか、こ

ういう御趣旨のお尋ねでございますが、この点につきま

しては、ただいま通産大臣から、災害等の危険のあるような、そういう問題の山の再開発は

もろろんしない、こういう明確な御答弁がございましたので、あらためて申し上げる必要もないと思

ひますが、私も全く同感でございます。その点、労働省といつたしましても、通産省と十分連絡をとりながら、注意いたしてまいりたい、か

うに考えております。

第二は、未払い退職金等の問題でございますが、石炭鉱業の賃金不払い額は、三十九年十二月末に約二十億ござい

ましたが、その後、関係方面の御協力を得まして、去年の九月には四億四千万程度になりました。しかし、なおかつ全産業で約十七億円でござい

ますから、この中では一番多額を占めておる。こういうことでは、はなはだ遺憾な事態でございます。労働省とい

つたしまして、昨年末等も、通産省に御連絡を申し上げまして、合理化事業団の交付金の交付を急いでいた

だいた、こういうことによつて、相当さ

らに減額いたしましたわけですが、今後におきましても、関係方面の御協力を得まして、極力不払い問題の解決を促進してまいりたい、か

うに考えておるのでございます。

第三には、特別年金制度についてのお尋ねでございます。この点も、ただいま通産大臣から御答

弁がございましたが、私もこの特別年金制度につきましても、石炭山における労務の確保ある

いはその安定、こういう観点から、ぜひ有効な年金制度ができることが望ましい、こ

ういう立場において、通産、厚生両省と熱心にた

また、生徒指導等につきましても、充て指導主事の増加をはかる等いたしまして、できるだけこの

石炭産業の現況から見ても、いろいろ問題の起こつてまいります生活水準の低下等に伴う児童、生徒

の關係につきましても、今後とも鋭意諸問題の解決に努力いたしまして、最善を期したいと思つて

おります。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 産炭地の振興につきま

しては、ただいま通産大臣からお答えがありまし

たように、やはりその経済面は産炭地振興事業団を中心とするほか

ないと思ひます。この事業団に對しましては、政府としては、従来相当手厚い資

金対策はとつてきてあるわけでありま

す。内容の厚い対策だと思ひます。しかし、産炭地の現

状にかんがみまして、今後も、さらに積極的に通産省の施策に協力を

していきたい、か

うに考えて

おります。

また、特別の年金制度をどう思

ひるか、こ

ういう

お話であり

ます。今日、厚生年金で相当手厚い特別な年金になつておるわけでありま

昭和四十一年三月三日 衆議院會議録第二十一号

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する中村重光君の質疑 朗読を省略した議長

三二二

のにするかどうか、関係各省で相談をいたしてお
ります。前向きで取り組んでいきたいとお答え申
し上げまして、御返答といたします。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇〕

○国務大臣(鈴木善幸君) 石炭産業の労働者に対
する特別な年金制度の創設の問題につきまして
は、一昨年末の石炭鉱業調査団、また、昨年の石
炭鉱業審議会からの答申にありますとおり、石炭
産業の保護のためにきわめて重要な問題であり、
また、労働者の確保と生活の安定のために重要な
問題であると考えております。ただいま、関係各
省間で鋭意検討を進めておりまして、できるだけ
早く結論を得るよう努力いたしたいと存じま
す。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終了い
たしました。

○議長(山口喜久一郎君) 本日は、これにて散会
いたします。

午後四時四分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
大蔵大臣 福田 赳夫君
文部大臣 中村 梅吉君
厚生大臣 鈴木 善幸君
通商産業大臣 三木 武夫君
労働大臣 小平 久雄君
自治大臣 永山 忠則君
国務大臣 藤山愛一郎君

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君
自治省税務局長 細郷 道一君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る一日、本院は人事官に佐藤正典君を任命
することに同意した旨内閣に通知した。

(理事補欠選任)

一、去る一日、議院運営委員長において、次の通
り理事の補欠を指名した。

理事 鈴木 一君(理事鈴木一君去る二月
二十二日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る一日、議長において、次の常任委員の辞
任を許可した。

地方行政委員

周東 英雄君 田村 良平君
村上 勇君 森 清君
森下 元晴君 小宮山重四郎君
田中 六助君 西岡 武夫君
村山 達雄君 渡辺美智雄君
大蔵委員 渡辺美智雄君 周東 英雄君
商工委員 小宮山重四郎君 田中 六助君
村上 勇君 森 清君
運輸委員 泊谷 裕夫君 山花 秀雄君
予算委員 勝間田清一君 小松 幹君
多賀谷貞稔君 中澤 茂一君
永井勝次郎君 今澄 勇君

決算委員

神近 市子君 栗原 俊夫君
中村 重光君 長谷川 保君
華山 親義君 森本 靖君
吉田 賢一君 大原 亨君
勝間田清一君 小松 幹君
多賀谷貞稔君 中澤 茂一君
永井勝次郎君 玉置 一徳君
議院運営委員 玉置 一徳君
一、昨二日、議長において、次の常任委員の辞任
を許可した。

運輸委員 泊谷 裕夫君 加藤 清二君
予算委員 小松 幹君 多賀谷貞稔君
中澤 茂一君 今澄 勇君
竹本 孫一君 伊藤よし子君

決算委員

神近 市子君 栗原 俊夫君
中村 重光君 長谷川 保君
華山 親義君 森本 靖君
今澄 勇君 勝間田清一君
小松 幹君 多賀谷貞稔君
中澤 茂一君 永井勝次郎君
山花 秀雄君
(常任委員補欠選任)
一、去る一日、議長において、次の通り常任委員
の補欠を指名した。

地方行政委員 渡辺美智雄君 西岡 武夫君
小宮山重四郎君 田中 六助君
村山 達雄君 村上 勇君
森 清君 田村 良平君
森下 元晴君 周東 英雄君

大蔵委員

周東 英雄君

渡辺美智雄君

商工委員

村上 勇君

森 清君

運輸委員

山花 秀雄君

泊谷 裕夫君

予算委員

田口 誠治君

原 茂君

二宮 武夫君

村山 喜一君

栗原 俊夫君

受田 新吉君

竹谷源太郎君

東海林 稔君

伊藤よし子君

中井徳次郎君

山田 耻目君

森 義視君

滝井 義高君

武藤 山治君

泊谷 裕夫君

兒玉 末男君

帆足 計君

華山 親義君

湯山 勇君

八木 一男君

橋崎弥之助君

島上善五郎君

吉川 兼光君

山田 長司君

堀 昌雄君

大原 亨君

玉置 一徳君

松井 誠君

永末 英一君

永井勝次郎君

山花 秀雄君

勝岡田清一君

多賀谷眞稔君

小松 幹君

中澤 茂一君

竹本 孫一君

今澄 勇君

決算委員

多賀谷眞稔君

勝岡田清一君

小松 幹君

中澤 茂一君

大原 亨君

永井勝次郎君

今澄 勇君

華山 親義君

栗原 俊夫君

中村 重光君

神近 市子君

長谷川 保君

森本 靖君

鈴木 一君

議院運営委員

一、昨二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

運輸委員

加藤 清二君

泊谷 裕夫君

予算委員

伊藤よし子君

兒玉 末男君

栗原 俊夫君

永末 英一君

内海 清君

田口 誠治君

大出 俊君

堀 昌雄君

矢尾喜三郎君

吉村 吉雄君

玉置 一徳君

只松 祐治君

石野 久男君

村山 喜一君

永井勝次郎君

華山 親義君

受田 新吉君

島上善五郎君

赤路 友蔵君

西宮 弘君

多賀谷眞稔君

泊谷 裕夫君

河野 正君

大村 邦夫君

中村 重光君

帆足 計君

辻原 弘市君

小林 進君

山下 榮二君

加藤 清二君

小松 幹君

中澤 茂一君

勝岡田清一君

山花 秀雄君

今澄 勇君

竹本 孫一君

決算委員

多賀谷眞稔君

中澤 茂一君

勝岡田清一君

小松 幹君

山花 秀雄君

永井勝次郎君

吉田 賢一君

中村 重光君

長谷川 保君

神近 市子君

栗原 俊夫君

森本 靖君

華山 親義君

(議案提出)

一、去る一日、内閣から提出した議案は次の通りである。

関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(議案付託)

一、去る一日、委員会に付託された議案は次の通りである。

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

社会労働委員会 付託

(条約送付)

一、去る一日、参議院に送付した条約は次の通りである。

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、去る一日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

通行税法の一部を改正する法律案

衆議院會議録第二十号中正誤

改正

時間的

外務委員長

外務委員長

外務委員長

外務委員長

外務委員長

外務委員長

外務委員長

外務委員長

外務委員長

外務委員長

外務委員長

昭和四十一年三月三日 衆議院會議録第二十一号

三四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部二十五円
（ただし原綴は三十円）
（郵送料別）

発行所
東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一（大代）